サービス利用料金表

（介護保険・介護予防）

訪問看護ステーション アイコネクト　｜　令和８年11月１日適用

介護保険の訪問看護の費用は「単位数×地域単価」で計算します。神戸市の訪問看護の地域単価は１単位＝10.84円です。表の金額は看護師等が訪問した場合の１回あたりの目安で、実際のご負担は介護保険負担割合証の割合、加算・減算、公費等により異なります。

1．訪問看護費（要介護 1～5）

訪問時間	単位数	10割額	1割	2割	3割
20分未満	314	3,403円	341円	681円	1,021円
30分未満	471	5,105円	511円	1,021円	1,532円
30分以上1時間未満	823	8,921円	893円	1,785円	2,677円
1時間以上1時間30分未満	1,128	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円

2．介護予防訪問看護費（要支援 1・2）

訪問時間	単位数	10割額	1割	2割	3割
20分未満	303	3,284円	329円	657円	986円
30分未満	451	4,888円	489円	978円	1,467円
30分以上1時間未満	794	8,606円	861円	1,722円	2,582円
1時間以上1時間30分未満	1,090	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円

※准看護師が訪問した場合は所定単位数の90％となります。20分未満の訪問は所定の算定要件を満たす場合に限ります。

※夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）の訪問は25％、深夜（22時～6時）の訪問は50％が加算されます。

3．主な加算（要件・届出が整った場合のみ）

項目	単位数	1割の目安	主な要件
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位／月	651円	24時間連絡・緊急訪問体制（負担軽減の体制あり）、同意
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位／月	623円	24時間連絡・緊急訪問体制、同意
特別管理加算（Ⅰ）	500単位／月	542円	留置カテーテル・気管カニューレ等の管理
特別管理加算（Ⅱ）	250単位／月	271円	在宅酸素・褥瘡・点滴等の管理
初回加算（Ⅰ）	350単位／月	380円	退院・退所日に初回訪問した場合
初回加算（Ⅱ）	300単位／月	326円	新規に訪問看護計画を作成した場合
退院時共同指導加算	600単位／回	651円	入院先等と共同で退院時指導を行った場合
ターミナルケア加算	2,500単位／死亡月	2,710円	所定の看取り要件（要介護の方のみ）

※緊急時訪問看護加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は同時に算定しません。加算は算定要件と届出の状況を確認し、該当する場合に事前に説明・同意を得て算定します。届出が済んでいない加算は請求しません。

※介護予防訪問看護では、名称が「緊急時介護予防訪問看護加算」等となります。ターミナルケア加算は要介護の方のみが対象です。

4．自己負担額

自己負担は介護保険負担割合証に記載された割合（1割・2割・3割）です。実際の負担額は月ごとの合計単位数をもとに計算するため、端数処理により表の金額の合計と異なる場合があります。

ケアプランで定める区分支給限度基準額を超えた分や、保険給付の対象とならないサービスは全額自己負担となります。その場合は事前にご説明します。

5．保険外費用

項目	金額・取扱い
通常の事業実施地域内の交通費	無料
地域外の交通費（自動車）	実施地域を超えた地点から利用者宅までの往復距離 1km 当たり 30 円
地域外の交通費（公共交通）	実費
死後の処置料	15,000 円／回
キャンセル料	現在はいただいておりません。将来設定する場合は、金額・条件を事前に書面でご説明し、同意をいただいたうえで適用します。

6．お支払い方法

利用料金のお支払いは、口座振替、現金又は銀行振込からお選びいただけます。
口座振替の場合、振替日は毎月 26 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。振替の対象となるご利用月は、請求書等でお知らせします。口座振替の手続きが完了するまでの間は、現金又は銀行振込でお支払いください。
現金の場合は、訪問時等に職員がお受け取りし、領収書をお渡しします。銀行振込の場合、振込手数料は利用者のご負担とします。
お支払いを確認後、領収書を発行いたします。

介護保険事業所番号：2860690441